

公立学校共済組合長野支部被扶養者認定事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、公立学校共済組合長野支部被扶養者認定規程に基づき、被扶養者の認定を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 被扶養者申告

1 被扶養者申告事由

次のいずれかに該当する要件が生じた組合員は、所属所長に申告書を提出する。

- (1) 被扶養者の要件を備える者がある場合又は生じた場合。
- (2) 被扶養者がその要件を欠くに至った場合。
- (3) 被扶養者の届出事項（氏名、生年月日、性別、続柄、現住所、現住所に係る同居別居の別、扶養手当の有無）に変更があった場合。

2 申告手続

前記1の事由が生じたとき、組合員は次に掲げる書類を遅滞なく所属所長に提出し、所属所長は内容を確認の上、支部長に提出する。

ただし、県立高等学校、県立高等学校附属中学校、県教育委員会事務局、教育機関等のうち総務事務システムを使用する所属所（以下、「総務事務課経由所属所」という。）における、被扶養者の認定・取消に係る申告のみ、審査を受けるため総務事務課を経由して、支部長に提出する。

- (1) 申告書（被扶養者認定・取消申告書又は組合員被扶養者証記載事項等変更申告書）

総務事務システム稼働所属のうち、小中学校、特別支援学校の教員及び市町村費職員を除く者は、必ずシステムにより入力し、該当申告書を印刷して使用する。

- (2) 組合員被扶養者証（有効期限を経過していない場合に限る）及び資格確認書（交付されている場合に限る）（取消、氏名変更及び番号変更の場合のみ）

- (3) 別表1から3に定める添付書類

※別表1の添付書類については、扶養手当申請時に使用した書類の写で可。

3 事務処理

- (1) 認定申告（増員）の場合

ア 被扶養者認定申告書の処理

- (ア) 所属所受付印欄に受理日の受付印を押印する。

ここでいう受理日とは、一部の添付書類が整わなくても、申告書を受理した日と

する。

(イ) 総務事務課経由所属所を除き、認定を受けようとする者が、給与条例上の扶養親族として認定された者である場合は、給与事務担当者確認欄にチェックをする。

(ウ) 「受理日」と「事由発生年月日」を照合し、その経過日が 30 日以内であるときは、「30 日以内」欄に○印を、31 日以上経過しているときは「31 日以上」欄に○印をする。

(エ) 申告書の内容を確認し、添付書類（別表 1 及び 2）とともに支部へ送付する。ただし、総務事務課経由所属所においては、総務事務課へ送付する。

イ 国民年金第 3 号被保険者関係届（認定）

65 歳未満の組合員の被扶養配偶者であって、20 歳以上 60 歳未満の配偶者を認定する場合には、国民年金第 3 号被保険者関係届に基礎年金番号のわかる書類の写しを添付して申告書と共に支部へ送付する。

ウ 認定の扱い

(ア) 離職者（退職・婚姻事由の認定）

雇用保険や傷病手当金等の受給の有無を確認する。日額が 3,612 円又は 5,000 円（年間限度額÷360 日）以上受給している間は認定できない。

(イ) 夫婦共同扶養

- a 組合員に扶養手当等の支給が行われている場合には、その組合員の被扶養者として認定できる。
- b a 以外の場合には、組合員の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後 1 年間の収入を見込んだもの。以下同じ。）が配偶者の年間収入より多いとき又は、配偶者の年間収入との差額が年間収入の多い方の 1 割以内であるときに、被扶養者として認定できる。
- c b の認定に当たっては、次に掲げるいずれかの書類等により夫婦双方の年間収入を見込んだもので比較する。

なお、事業所得者等については、その所得のベースとなった収入金額から「公立学校共済組合長野支部被扶養者認定に関する運用方針」で定める直接的必要経費を控除した額をもとに年間収入を見込むこと。

- ・所得証明書（市町村長発行の課税所得証明書または住民税税額決定通知）
- ・年金改定通知書又は年金支払通知書（直近のもの）
- ・勤務先の給与支払証明書または給与支払証明書
- ・雇用契約書や雇用主発行の収入見込証明書
- ・確定申告書（控）の写し及び収支内訳書または青色申告決算書（控）の写し

- d 支部に認定申告書を提出したが、夫婦双方の年間収入の見込みにより比較をしたところ、相手方の年間収入の方が高く支部において認定できない場合は、認定

しなかった理由、組合員の標準報酬月額、届出日や決定日を記載した「被扶養者不認定結果通知書」を組合員に交付する。

(ウ) 父母の認定

父母のうちいずれか一方の収入が、公立学校共済組合長野支部被扶養者認定規程第4条に定める金額（以下「認定基準額」という。）以上であり認定基準額未満の者を被扶養者として認定する場合は、その者の生計が主として組合員の収入により維持されているか確認する。（別表4）

(エ) 扶養事実の確認

18歳未満の者、60歳以上の者、給与条例の規定による扶養親族とされている者、学生、所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び傷病による就労能力のない者等以外の者は、通常、稼働能力があるものと考えられるので、扶養事実、扶養しなければならない事情を具体的に確認する。

(オ) 非課税所得の確認

遺族年金、障害年金、扶助料等は非課税所得であり、市町村長の発行する課税証明書に記載されないので、年金証書、年金額改定通知書等によりその額を確認する。

(カ) 国内居住要件

a 住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たす。なお、その確認は住民票の写しにより行うが、他共済から引き続いて転入により認定を希望する者は、前共済において確認がされているとして、その添付を省略して差し支えない。

b 次に掲げる者は日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められるものとして、国内居住要件の例外として取り扱う。

なお、例外に該当するかは添付書類（別表5）により確認することとし、申告書に例外に該当する旨を記載する。

（a）外国において留学をする学生

（b）外国に赴任する組合員に同行する者

（c）観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

（d）組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、上記外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められるもの

（e）その他渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(2) 取消（減員）の場合

ア 被扶養者取消申告書の処理

(ア) 所属所受付印欄に受付印を押印する。

(イ) 取消する者の組合員被扶養者証（有効期限を経過していない場合に限る）、資格確認書（交付されている場合に限る）及びその他交付されている証（高齢受給者証、限度額適用認定証等）を回収する。

(ウ) 申告書の内容を確認のうえ、回収した証等及び添付書類（別表 3）を添付して支部へ送付する。ただし、総務事務課経由所属所においては、総務事務課へ送付する。

イ 国民年金第 3 号被保険者関係届（資格喪失・非該当）

被扶養配偶者の死亡、離婚、収入超過で取消申告する場合及び海外在住者を取消申告する場合には、国民年金第 3 号被保険者関係届を申告書と共に支部へ提出する。

ウ 取消の扱い

(ア) 年金受給者の取消日

年金額の改定により所得が認定基準額を越えた場合の取消日は、当該被扶養者が年金額改定通知書を受領した日とする。

(イ) 事業所得者の取消日

所得が事業所得である被扶養者で、事業所得の増加により所得が認定基準額を超えた場合の取消日は、事業年度のどの時点において認定基準額を超えたものであるかを判断することが困難であることから、超えた事実を把握した日（確定申告をした日等）とする。

(ウ) 月々の収入が安定しない者の取消日

日給のアルバイトのように、月々の収入が安定しない被扶養者の所得については、月々の給与等支払額の合計に基づき確認する。この場合において月収の限度額を 3 か月連続して超えた時はその翌月の初日を取消日とし、また、年収の限度額を超えた時は越えた月の給与支給日を取消日とする。

(エ) 学生、生徒の就職確認

学生、生徒については、最終学年の卒業期に就職の有無について確認し、就職した者については、取消もれのないように留意する。

(オ) 夫婦共同扶養における夫婦の年間収入の確認

組合員が再任用となったときや、共同扶養義務者の雇用状況が変わったときなど、夫婦共同扶養の場合であって双方の年間収入の見込みに大きく変動がある場合は、

(1) ウ (イ) c に記載の書類等により確認し、年間収入が逆転する場合はその時点（原則として雇用契約変更日、就職日、退職日の翌日などの事実発生日）、事実発生日が明確でない場合は支部において定めた日を取消日とする。

(3) 被扶養者に関する記載事項等の変更の場合

ア 組合員被扶養者資格情報変更申告書の処理

内容を確認し、組合員被扶養者証（有効期限を経過していない場合に限る）及び資格確認書（交付されている場合に限る）を添付して支部に送付する。ただし、証等に印字された内容以外の事項（続柄、現住所、現住所に係る同居別居の別、扶養手当の有無等）を変更する場合は、証等の添付は不要である。

イ 国民年金第3号被保険者住所変更届

被扶養配偶者が現住所の変更をした場合は、住所変更届を申告書と共に支部へ提出する。

(4) 継続認定の場合

ア 給与条例上の扶養親族の資格喪失後も、次に掲げる者は引き続き被扶養者の要件を備えているので、取消の申告を行う必要はないが、特別認定被扶養者とするため、組合員被扶養者資格情報変更申告書の手当欄を「有」から「無」とし、給与事務担当者確認欄にチェックのうえ、添付書類（別表2）と共に支部へ送付する。

ただし、次の（ア）に該当する者のうち扶養する理由が学生である者、（ウ）又は（エ）に該当する者については、添付書類（別表2）は不要である。

（ア）満22歳に達し給与条例上の扶養親族の資格は喪失したが、なお、扶養事実及び扶養しなければならない事情のある者で、年間所得130万円未満の者

（イ）収入増により給与条例上の扶養親族の資格は喪失したが、年間限度額180万円の要件に該当するものであって、年間所得180万円未満の者

（ウ）引き続いて再任用職員若しくは会計年度任用職員に採用されたことに伴い、給与条例で定める除外規程に基づき、給与条例上の扶養親族の資格を継続して有しているが扶養手当の支給が停止された者

（エ）育児休業取得のため、扶養手当の支給が停止された者

イ 被扶養者として認定されている者が、所得減、育児休業終了等により給与条例上の扶養親族の資格を取得した場合は、普通認定被扶養者とするため、組合員被扶養者資格情報変更申告書の手当欄を「無」から「有」とし、給与事務担当者欄にチェックのうえ支部へ送付する。

第3 認定後の確認

支部長は、組合員の被扶養者が認定後も被扶養者たる要件を具備しているかどうかを随時確認するほか、被扶養者確認事務実施要領に基づき、毎年6月1日から6月30日の間で被扶養者の要件について確認する。

なお、被扶養者たる要件を具備していない者が判明した場合、当該組合員は第2の2により、認定取消の申告をしなければならない。

また、正当な理由なく、確認に必要な証拠書類を組合員が提出しない場合には、当該組合員は認定を継続する意志を持たないものとみなし、被扶養者の資格を取消することができ

るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、平成 15 年 3 月 1 日から適用する。
- 3 この要領は、平成 19 年 2 月 1 日から適用する。
- 4 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。
- 6 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。
- 9 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 12 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 13 この要領は、令和 5 年 10 月 13 日から適用する。
- 14 この要領は、令和 6 年 12 月 2 日から適用する。

被扶養者認定申告書添付書類

[別表1]

届出事由	添付書類		参 考	
	普通認定者（扶養手当を受給する者）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	事由発生日	認定日 事由発日から 30日以内の届出
出生	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため） 2 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	出生日	出生日 31日以上の届出
結婚	1 戸籍謄本の写（事実婚の場合は住民票の写）（注1） 2 退職日を証明する書類 3 雇用保険の受給に関する証明書（扶養手当申請時に使用したものの中で可） （証明内容が「手続をしない（受給可能性あり）」 または「失業状態でない」の場合は、加えて申立書） 4 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 5 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	婚姻日	婚姻日
退職	1 退職日を証明する書類 2 雇用保険の受給に関する証明書（扶養手当申請時に使用したものの中で可） （証明内容が「手続をしない（受給可能性あり）」 または「失業状態でない」の場合は、加えて申立書） 3 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 4 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	退職日の翌日	退職日の翌日
雇用保険受給終了	1 雇用保険受給資格者証の写（受給終了日が印字されたもの） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	雇用保険受給期間の最終日の翌日	雇用保険受給期間の最終日の翌日
雇用条件変更による給与収入の減少	1 雇用条件変更を通知された日を証明する書類 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	雇用条件変更を通知された日	雇用条件変更を通知された日
給与収入の減少（不安定収入）	1 給与明細の写又は事業主の月別支払証明（3か月分） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	3か月平均で月額限度額を超えなくなった月の給料日の翌日	3か月平均で月額限度額を超えなくなった月の給料日の翌日
扶養替え	1 健康保険被扶養者認定資格喪失証明書 （組合員同士の場合は取消申告書の写で可） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） （組合員同士の場合は不要） 3 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	被扶養者資格喪失日	被扶養者資格喪失日
同居による生計維持関係発生	1 世帯全員の住民票の写（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	同居した日	同居した日
新規採用（共済組合加入歴無者）	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	採用日	採用日
転入（共済組合加入歴有者）	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	採用日	採用日
転入（共済組合から引継者）	1 他共済、他支部での被扶養者資格が確認できる書類の写（注2） 2 個人番号報告書（番号1号）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	採用日	採用日

(注1) 発行後6か月以内のものを提出してください。なお、児童手当の申請等で原本を使用する場合は、コピーでも差し支えありません。（原本証明不要）
同一世帯に属することを要する者が普通認定の手続きを取る場合には、上記の住民票の写しの代わりに住民票の謄本（コピーでも可）を添付してください。

(注2) 被扶養者資格が確認できる書類の写とは、被扶養者証の写（有効期限を経過していないものに限る）、資格確認書の写、マイナンバーにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。）、資格喪失証明書

◆上記の届出事由以外で扶養認定を希望する場合は、公立学校共済組合長野支部共済係（TEL:026-235-7445）に相談してください。

特別認定者（扶養手当を受給しない者）の添付書類
（この他に別表1で定める認定事由別の添付書類を添付）

[別表2]

○必ず提出
△該当者のみ提出

認定者の 身分関係による区分		添付書類	扶養理由 （扶養理由 2号） （扶養理由 2号）	対象者の 所得を証明 するもの （注1）	共同扶養 義務者の所得を 証明するもの （注2）	組合員の所得を証明 するもの （注2）	在学証明書 （注3）	住民票の謄本 （注4）	組合員との続柄を証明 するもの （注5）	扶養手当を受給していない 理由書 （注6） （扶養3号）	別居者の扶養認定に 係る判定票 （注7）
同一世帯に属することを要しない者	配偶者	配偶者	○	○					○	△	△
		事実上の配偶者と認められる者	○	○				○		△	△
	子孫兄弟姉妹	22歳未満	○	△ 中学生以下は不要	△	△			○	△	△
		22歳以上	○	○	△	△			○		△
	父母・祖父母	60歳未満	○	○	△	△			○		△
		60歳以上	○	○	△	△			○	△	△
	上記のうち 学生である者	学生 （各種学校を含む）	○	○	△	△	○		○	△	
		定時/通信/夜間課程の学生	○	○	△	△	○		○	△	
同一世帯に属することを要する者	3親等内の親族の上記の者を除く者		○	○	△	△		○	○		
	事実上の配偶者と認められる者の父母及び子		○	△ 中学生以下は不要	△	△		○	○		
	上記のうち 学生である者	学生 （各種学校を含む）	○	○	△	△	○	○	○		
		定時/通信/夜間課程の学生	○	○	△	△	○	○	○		

- （注）1 所得証明書又は住民税税額通知書の写（当該通知に記載されている所得以外の所得がない場合に限る。）を提出。
事業所得や不動産所得がある場合には、加えて確定申告書（控）の写及び収支内訳書（青色申告決算書）の写を提出。
年金を受給している場合には、加えて直近の改定通知書又は振込通知書の写を提出。年金は、企業、財形、老齢、遺族、障害、積立など、すべてを含む。
- 2 共同扶養義務者（例：子にあっては配偶者、父（母）にあっては母（父）、孫にあっては配偶者と孫の父母）が組合員の被扶養者でない場合に、所得を証明する書類を提出。ただし、共同扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は不要。
なお、ここでいう「所得を証明する書類」とは1に記載のものを指すが、当該書類に記載の収入と現状が大きく乖離する場合は、加えて現在の給与明細や雇用契約書等を確認し、今後1年間の収入を見込むこと。
- 3 認定する年度の証明書とする。
- 4 事実婚及び同一世帯に属することを要する者を認定する場合のみ提出。（発行後6か月以内のもの）
- 5 戸籍謄本または住民票の写しを提出。〔別表1〕において住民票の写しを提出している場合はそれをもって代用できるが、住民票の写しで確認できない続柄の場合は戸籍謄本を提出。（発行後6か月以内のもの）
- 6 扶養手当を受給していない理由が、「育児休業中」、「再任用」、「会計年度任用職員」以外の場合に提出。
- 7 別居者を認定する場合に提出。

※ 上記書類の他、支部長が必要とする書類を添付する。

被扶養者取消申告書添付書類

[別表3]

届出事由	添付書類	参 考		備 考
		事由発生年月日	取消年月日 (届出日に関わらず事由発生日と同日)	
就 職	1 事業主の就職証明書又は採用指令の写 (注) 2 被保険者証の写 (有効期限を経過していないものに限る) 又は資格 確認書の写 ※どちらかの添付可。	就職日	就職日	
他制度への加入	1 事業主の就職証明書又は他制度へ加入したことのわかる通知の写 (注) 2 被保険者証の写 (有効期限を経過していないものに限る) 又は資格 確認書の写 ※どちらかの添付可。	他制度へ加入した日	他制度へ加入した日	
死 亡	1 埋火葬許可証の写 (注)	死亡日の翌日	死亡日の翌日	
離 婚	1 戸籍謄本の写 (発行後6か月以内)	協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	
雇用保険受給開始	1 雇用保険受給資格者証の写 (受給開始日が印字されたもの)	雇用保険受給開始日	雇用保険受給開始日	
雇用条件変更による 給与収入の増加	1 雇用条件変更を通知された日を証明する書類	雇用条件変更を通知された日	雇用条件変更を通知された日	
給与収入の増加 (不特定収入)	1 給与明細の写又は事業主の月別支払証明	3か月連続して月額限度額を超えた月の翌月初 日又は年額の限度額を超えた月の給料日	3か月連続して月額限度額を超えた月の翌月初 日又は年額の限度額を超えた月の給料日	給与収入を毎月把握してい ない場合、給与明細等は最長で 過去2年分の提出が必要。
事業所得等の増加	1 確定申告書 (B票) 控の写 2 収支内訳書控又は青色申告決算書控の写	確定申告書受付日 (受付日不明の場合は確定申告期限の末日)	確定申告書受付日 (受付日不明の場合は確定申告期限の末日)	
事業所得等の増加 (契約による場合)	1 契約書の写	契約書締結日	契約書締結日	契約に基づき年額の所得が把 握できる場合。
公的年金収入の発生又は 増加	1 年金、恩給等の裁定通知書又は改定通知書の写	年金額裁定通知書又は改定通知書の受理日	年金額裁定通知書又は改定通知書の受理日	
扶養替え	1 新保険証の写 (有効期限を経過していないものに限る) 又は資格 確認書の写 (注) (組合員同士の場合は認定申告書の写で可)	被扶養者資格取得日	被扶養者資格取得日	
同居を要件とする者との 別居	1 別居した者の住民票の写又は戸籍の附票 (発行後6か月以内)	別居した日	別居した日	
生計維持関係解消	1 生計維持関係解消に関する申出書 (扶養4号) (生計維持関係を解消した日=国保へ加入する日)	申出日	申出日	共済組合に相談してくださ い。

※ (注) 情報連携により省略可能(申告書余白に「情報連携の利用により添付書類省略」と明記すること。)

※上記の届出事由以外で扶養認定を希望する場合は、公立学校共済組合長野支部共済係 (TEL:026-235-7445) に相談してください。

父母の被扶養者資格認定の判断基準

[別表4]

	父又は母 (A)	Aの配偶者 (B)	判 定 認定可は○印・認定不可は×印	
			(A)	(B)
父及び母ともに60歳未満（障害年金受給者を除く）及び60歳以上公的年金受給者	130万円未満	130万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	×	△ (注)
	130万円以上	130万円以上	×	×
父又は母のいずれかが、障害年金受給者又は60歳以上公的年金受給者の収入	〔 60歳以上年金受給者 障害 〕 180万円未満	130万円未満	○	○
	(〃) 180万円以上	130万円未満	×	△ (注)
	(〃) 180万円以上	130万円以上	×	×
父及び母ともに60歳以上公的年金受給者又は障害年金受給者の収入	180万円未満	180万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	×	△ (注)
	180万円以上	180万円以上	×	×

(注) △については、主として組合員の収入により生計を維持している場合は、被扶養者として認定できる。

国内居住要件の例外に該当することを確認する添付書類

[別表5]

例外該当事由	添付書類 (いずれか一つを提出)
(a) 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
(b) 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
(c) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
(d) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、上記外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
(e) その他渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断（共済組合に連絡してください。）

※日本国内に住所がなく、住民票の写しが提出できない場合であって、国内居住要件の例外に該当するときは、この添付書類を提出するとともに申告書にその旨を記載する。
 ※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。